

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名： 千葉県
農 業 委 員 会 名： 館山市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	1120	656	—	—	—	1780
経営耕地面積	695	214	176	29	9	909
遊休農地面積	48	18	—	—	—	66
農地台帳面積	1469	857	—	—	—	2326

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
 ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1376
自給的農家数	573
販売農家数	803
主業農家数	199
準主業農家数	149
副業的農家数	455

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1379
女性	690
40代以下	60

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	106
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	15
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	13	12	8

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1780 ha	244.5 ha	13.74%
課 題	・ 農業従事者の高齢化と減少が進み、後継者の育成・確保が喫緊の課題である。 ・ 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進し、農業従事者の所得向上と経営安定化を目指す必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況 (②／①×100)
255 ha	256.1 ha	30.8 ha	100.43%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・ 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積による利用権設定の制度等を周知する。 ・ 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(農業委員及び農地最適化推進委員)の日常活動の中で担い手を探し、貸し手の相談に応じる。)を行う。
活動実績	・ 円滑な権利移動ができるよう、農業委員や農地最適化推進委員による勉強会を実施した。 ・ 利用集積に向けた掘り起こし活動(農業委員及び農地利用最適化推進委員の日常活動の中で担い手を探し、貸し手の相談に応じる)を随時実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を達成することができた。
活動に対する評価	担い手の情報収集及び農地中間管理機構との連携により、農地の利用集積を推進したが、担い手の高齢化や台風被害等により、想定以上に貸借の解約(19.2ha)が増加した。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数
	1 経営体	1 経営体	3 経営体
	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.5 ha	0.6 ha	1.5 ha
課 題	・次世代を担う新たな参入者を確保・育成するためには、就農環境の整備が必要であり、関係機関及び地域農業者が一体となり、多面的な支援を継続して行っていくことが重要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況 (②／①×100)
3 経営体	2 経営体	67%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況 (④／③×100)
0.5 ha	0.6 ha	120%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・随時、農業委員及び農地利用最適化推進委員から情報収集を行い、館山市農水産課等と連携し、新規参入者の確保・育成を推進する。 ・新規就農者に農業者年金制度の加入を推進し、安定した生活の確保を図る。
活動実績	・随時、農業委員及び農地利用最適化推進委員から情報収集を行い、県、市農水産課等と連携し、新規参入者の確保・育成の推進活動を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を達成した。
活動に対する評価	新規就農の相談はあるが、農地の確保が参入障壁の一つとなっていたため、耕作地の下限面積の変更を行った。令和2年4月1日下限面積の引き下げ。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	1846 ha	66 ha	3.58%
課 題	・ 遊休農地の利用状況調査における早期発見や、その後の利用意向調査において、貸し手の意向確認を、継続的に進めていくことが必要である。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況 (②/①×100)
0 ha	-2.8 ha	0.00%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	17人		9月～10月	9月～10月	
		調査方法	調査区域を8地区に分け、担当の農地利用最適化推進委員を定めて調査し、該当農地を地図に記録する。			
		農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～11月		調査結果取りまとめ時期:11月～12月	
	その他の活動	『館山市広報』等で、農地パトロール(利用状況調査)及び利用意向調査の実施を周知する。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		2人		12月	12月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期 1月		調査結果取りまとめ時期 1月		
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号		第33条
		調査数: 35 筆		調査数: 35 筆		調査数: 筆
		調査面積: 4.0 ha		調査面積: 4.0 ha		調査面積: ha
	その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地全体の面積は2.8ha増加したが、3.4haの農地が解消した。地域における農業委員及び農地利用最適化推進委員の地道な活動により、遊休農地全体面積の増加率を抑制することができた。
活動に対する評価	遊休農地所有者等への働きかけは確実に進み、遊休農地解消への理解は進んでいる。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
	1780 ha	0.5 ha
課 題	・ 新たな違反転用を発見した際には、指導、勧告を速やかに実施できる体制を整える。 ・ 平成30年度の5件の内、3件は所有者が居所不明、2件については市の指導及び文書による勧告を行っている。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度実績

実 績①	増減 (B-①)
0.5 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	・ 違反転用者に適切な対応を取るよう指導し、従わない場合は文書勧告をする。それでも是正されない場合、県の指導を求める。 ・ 9～10月に農地パトロール月間の周知を行うほか、9月に農家各戸に違反転用防止のチラシを配布する等、啓発活動を行う。
活動実績	・ 市環境課の不法投棄・埋立て監視員から通報を受け、随時対応した。 ・ 市の広報に掲載し、周知を図った。
活動に対する評価	・ 5件については、長年の懸案事項となっている。 ・ 新規発見案件については、迅速な対応を行っている。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 34 件、うち許可 34 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農地台帳システムや現地調査及び必要に応じて地元農業委員の実情調査により実施した。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	審査基準の項目ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		34 件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件	
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	個人情報保護に留意した議事録を詳細に作成し、常時縦覧に供した。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間 (平均)	20 日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 83 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農地台帳システム、添付書類、現地調査等により確認した。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断した。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	個人情報保護に留意した議事録を詳細に作成し、常時縦覧に供した。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15 日	処理期間 (平均)	15 日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		16 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		11 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		5 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		5 法人
	提出しなかった理由	不明	
	対応方針	引き続き督促を行う。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 110 件	公表時期 令和 2 年 3 月
		情報の提供方法: 館山市ホームページ及び農業委員会だよりに掲載	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 161 件	取りまとめ時期 令和 2 年 3 月
		情報の提供方法: ホームページ公表及び市政概要に掲載	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2348 ha	
		データ更新: 農地の利用状況・意向調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画による利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新した。平成31年3月に、住民基本台帳、固定資産台帳との調整を行った。	
		公表: 農業委員会窓口で公表	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉 —
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉 —

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局窓口にて備え付け公表している。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	—
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局窓口にて備え付け公表している。